

# 北九州市立小石小学校こいしの会 規約 (案)

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は「こいしの会」と称し、事務局を小石小学校内に置く。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して、児童の健全な成長を図る事を目的とする。

## 第 3 章 活 動

第 3 条 本会は児童のための活動を、「できる事を・できる人が・できる時に」をモットーに協力を行う。

## 第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は本校在籍児童の保護者・教職員とする。

第 5 条 本会の会員は、すべて平等の権利を有する。

## 第 5 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。ただし同一人の兼任は認めない。

会 長 1 名  
副 会 長 若干名 [保護者若干名・校長先生]  
書 記 若干名 [保護者若干名]  
会 計 若干名 [保護者若干名]  
会計監査 [保護者2名・教頭先生] 全学年を通し、選出する。

第 7 条 各役員の任期は1か年とする。ただし再選は妨げない。

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会務を統轄し、会合を主宰し、会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代行をする。
3. 書記は会議の運営進行にあたりと共記録し、関係書類は5年間保管する。
4. 会計は総会が決定した予算に基づいて収支の会計事務を処理し、総会において決算報告をする。関係書類は5年間保管する。又、役員と協力し、予算案を作成する。

## 第 6 章 総 会

第 9 条 総会は本会の最高決議機関で全会員をもって構成する。

第 10 条 総会の定足数は構成員の5分の1とし(委任状を含む)、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、決議に関しては一世帯一票とする。

第 11 条 総会は年一回会長が招集する。ただし理事会が必要と認めた場合、または会員(世帯数)の10分の1以上の要請があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第 12 条 総会は次の事項を処理する。

1. 予算および決算の承認
2. 役員の承認
3. 規約の改正
4. その他重要な事項

## **第7章 経理**

- 第 13 条 本会の活動に要する経費は、繰越金及びイベント収益金をもって充てる。
- 第 14 条 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行う。
- 第 15 条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告する。
- 第 16 条 会計監査は3名とする。年度末に会計監査を行い、合わせて校納金監査も行う。
- 第 17 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## **第8章 情報公開**

- 第 18 条 会員は、議事録、帳簿類を閲覧できる。
- 第 19 条 会員は、役員会にオブザーバーとして参加できる。

## **第9章 個人情報**

- 第 20 条 会員情報使用目的
1. こいしの会主催のイベント時の参加者確認名簿
  2. こいしの会主催のイベント時の保険加入
- 第 21 条 第20条規定による目的以外での使用は行ってはならない。

## **規約の沿革**

- ◎ 令和6年4月20日、本規約作成・実施。

## 北九州市立小石小学校こいしの会 事業費基準 (案)

- 第 1 条 この規定は、こいしの会会員が活動のために事業費を支出する場合の基準を定める。
- 第 2 条 年間の事業計画を立て、効率的な使途を考え、活発な活動をめざすものとする。  
令和9年度卒業児童(令和4年度入学児童)までは、PTA会費を納入しているため自然教室・こころの劇場交通費の負担、卒業時の記念品(シャープペンシル)代を支出する。
- 第 3 条 請求の方法は、請求者が「請求書」を会計もしくは教頭先生に提出する。  
請求書には領収書(レシートなど購入内容がわかるもの)を貼付すること。
- 第 4 条 支払いの方法は、原則として会長決裁後、請求者が受領印を押印し、会計もしくは教頭先生より受け取る。
- 第 5 条 上記以外の特別な場合は、会長及び校長並びに役員で協議の上決定する。
- 第 6 条 この基準を改定する場合は、役員会が総会にはかり、協議の上改定することとする。

付則 この基準は、令和6年4月20日より施行する。

## 北九州市立小石小学校こいしの会 慶弔規定 (案)

- 第 1 条 こいしの会における慶弔費支出に関する規定を定める。いずれの場合も名義はこいしの会会長名で提出する。
- 第 2 条 下記の範囲(現職の本人のみ)で不幸が発生した場合、香典等を贈る。  
範囲とは こいしの会会員(保護者または教職員)及び児童  
香典5000円 弔電(レターパックなど)
- 第 3 条 こいしの会会員は第2条に該当する場合、速やかに学校に連絡する。教頭より会長へ連絡する。
- 第 4 条 小石小学校より転出、退職する教職員へ離任時に生花2000円贈る。
- 第 5 条 上記以外の特別な場合は、会長及び校長並びに役員で協議の上決定する。
- 第 6 条 この基準を改定する場合は、役員会が総会にはかり、協議の上改定することとする。

付則 この基準は、令和6年4月20日より施行する。